

静岡地域大規模氾濫減災協議会規約 案

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「静岡地域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水等は発生するもの」へと意識を改め、社会全体で洪水氾濫等に備える「水防災意識社会」を再構築するため、静岡市、静岡県、国等が連携・協力して、静岡地域における洪水氾濫等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川・海岸)

第3条 協議会は、安倍川、藁科川、興津川、庵原川、山切川、巴川、長尾川、丸子川、清水海岸、静岡海岸、蒲原海岸その他国土交通省・静岡県及び静岡市が管理する一級河川及び二級河川、海岸を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

2 本協議会は、構成員の命により代理出席を認める。

3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

5 幹事会は、必要に応じて作業分会を設けることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 「静岡地域の減災に係る取組方針」の共有及び実現
- 二 「静岡地域の減災に係る取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 三 水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に必要な取組事項
- 五 取組方針の変更改定

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所、静岡県中部地域局、静岡県静岡土木事務所が務める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成30年5月29日から施行する。

(令和元年5月16日一部改定)

(令和2年5月29日一部改定)

(令和3年6月〇日一部改定)

別表－1 静岡地域大規模氾濫減災協議会構成員

| 構 成 機 関 名 | 役 職 名 |
|-----------------------|---------|
| 静岡市 | 市 長 |
| 静岡県 危機管理部 | 危機管理監代理 |
| 静岡県 中部地域局 | 中部危機管理監 |
| 静岡県 健康福祉部 政策管理局 | 局 長 |
| 静岡県 交通基盤部 河川砂防局 | 局 長 |
| 静岡県 静岡土木事務所 | 事務所長 |
| 気象庁 静岡地方气象台 | 台 長 |
| 国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所 | 事務所長 |
| しずてつジャストライン株式会社 | 代表取締役社長 |

別表－2 静岡地域大規模氾濫減災協議会幹事会構成員

| 構 成 機 関 名 | 役 職 名 |
|-------------------------|-------------|
| 静岡市 危機管理総室 | 参与 (防災対策担当) |
| 静岡市 保健福祉長寿局 地域包括ケア推進本部 | 参 与 兼 次 長 |
| 静岡市 建設局 河川課 | 参 与 兼 課 長 |
| 静岡県 危機管理部 危機対策課 | 課 長 |
| 静岡県 中部地域局 | 技 監 |
| 静岡県 健康福祉部 政策管理局 健康福祉政策課 | 課 長 |
| 静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課 | 課 長 |
| 静岡県 交通基盤部 河川砂防局 土木防災課 | 課 長 |
| 静岡県 静岡土木事務所 | 次長 (技術) |
| 気象庁 静岡地方气象台 | 防災管理官 |
| 国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所 | 副所長 (調査) |
| しずてつジャストライン株式会社 安全統括運行部 | 部 長 |

【議事1 参考】公共交通機関の協議会参画について

R2.4.30付「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」(国土交通省水管理・国土保全局からの通知)より、大規模氾濫減災協議会への公共交通事業者の参画及び連携強化を求められている。



R2.5.18付け「車両避難の判断に資するリードタイムの長い防災情報の提供について」(鉄道局からの通知)より、鉄道事業者の参画を求められる。

- 鉄道事業者が車両避難にあたって、減災協議会に参画することにより地方整備局から提供される6時間先までの河川水位情報を提供を受けられることとし、連携強化を求める。
- 鉄道事業者は、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するという協議会の設置趣旨を理解したうえで参画し、関係者とともに洪水氾濫による被害軽減に取り組むこと。



**大規模氾濫減災協議会にせずてつジャストライン(両地域)
と大井川鐵道(志太榛原地域)が参画を希望**

○参画希望理由

水位予測データやその他水防災に関する情報を取得し、大雨時などの運行の検討や浸水被害軽減に活用するため。

国水計調第1号
 国水情第4号
 国水環保第2号
 令和2年4月30日

各地方整備局 河川部長
 北海道開発局 建設部長
 沖縄総合事務局 開発建設部長

} 宛て

国土交通省 水管理・国土保全局
 河川計画課 河川計画調整室長
 河川情報企画室長
 河川環境課 河川保全企画室長
 (公印省略)

令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成31年3月29日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところである。

今般、令和2年出水期を迎えようとしているところであり、また、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、一部都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、その対応については同8日付水管理・国土保全局河川環境課長他通知「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応について」において示されているところである。また、同16日には、緊急事態宣言の対象が全都道府県へ拡大された。

これらの状況を鑑み、協議会の開催に当たっては、下記について留意されたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）も踏まえた対応

(1) 協議会の場を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築を進めてきたところである。

今般の感染症の拡がりを勘案すると、その重要性はより高まっており、協議会については、可能な限り WEB 会議による開催に取り組み、効果的な情報共有を図られたい。WEB 会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十分な情報共有体制を構築されたい。

なお、メディア連携協議会などの関連する会議についても同様とされたい。

(2) 連携体制の構築及び協議会での共有事項について

今般の感染症の拡がりを勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取組を実施されたい。

また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、従前からの高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整されたい。

各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところである。例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、避難所の対応について、以下の参考事務連絡に示されている。協議会においても、各構成員の感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応されたい。

【参考事務連絡】

○令和2年4月1日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

○令和2年4月7日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○令和2年4月21日付通知「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)」

(各都道府県消防防災主管部長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)、消防庁国民保護・防災課長発出)

○令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

2. 令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記7.(1)協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す令和元年の洪水での課題等に対応するための事項についても取り組まれない。なお、すでに協議会を開催済みの協議会にあっては、関係者間で本通知の内容を共有されたい。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行われたい。

・緊急速報メールによる洪水情報の提供

緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有を図られたい。

・大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

令和元年東日本台風では、大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生した。この課題に対し、国として先行的に仕組み改善を図り、国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした。協議会の構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知を図られたい。

・堤防決壊情報の確実な共有

堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努められたい。また、堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを、水防管理団体にあらためて周知されたい。

・公共交通事業者の参画及び連携強化

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努められたい。

・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね5年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしている。令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、上記の内容も踏まえ、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行われたい。

なお、上掲の取組事項については社会資本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」等、令和2年4月時点における国土交通本省における各検討会の議論を踏まえたものであるが、今後公表される答申や提言等の議論の結果を踏まえて、協議会における取組内容については拡充の検討を行う予定であり、拡充の際には改めて通知を発出する旨申し添える。

国鉄技第12号
国鉄施第33号
国鉄安第11号
令和2年5月18日

各地方運輸局 鉄道部長 殿

鉄道局 技術企画課長
施設課長
安全監理官
(公印省略)

車両避難の判断に資するリードタイムの長い防災情報の提供について

令和元年東日本台風（台風第19号）による千曲川氾濫により、長野新幹線車両センターが浸水し、留置されていた車両10編成が水没するなどの被害が発生した。これを受けて、各鉄道事業者においては、「新幹線における車両及び重要施設に関する浸水対策について」（令和元年12月24日国鉄技第117号・国鉄施第221号）を踏まえて、車両避難計画の策定を含む浸水対策を検討しているところである。

車両避難にあたっては、車両の避難計画立案や避難実施に一定の時間を要することから、よりリードタイムの長い防災情報（河川・気象情報）が必要とされている。

リードタイムの長い防災情報（河川・気象情報）は、現在、自治体向けに、国管理河川について6時間先までの河川水位予測が地方整備局等から提供されているところであるが、今般、水管理・国土保全局と連携し、鉄道事業者（JR、民鉄）も、水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」（以下、「協議会」という。）に参画することによって、「社会経済被害の最小化」の観点から、これらの河川水位予測を含む防災情報の提供を受けられることとした。ついては、所管の各鉄道事業者に対し、積極的に協議会に参画し、車両避難等の一助として活用するよう指導されたい。情報提供を受ける具体的な方法としては、国土交通省が運用している水位予測システムにアクセスすることで上記6時間先までの河川水位予測をインターネット上で閲覧することが可能となる（別紙）。

なお、鉄道事業者が協議会に参画することは、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するという協議会の設置趣旨を理解し、関係者とともに洪水氾濫による被害軽減に取り組むこととなるため、これを各鉄道事業者に周知するとともに、各地方運輸局におかれても、地方整備局等と鉄道事業者とが円滑に連携するために関係する協議会に参画されたい。

また、鉄道事業者の協議会への参画にあたっては、事務手続きを円滑に進める観点から、各鉄道事業者が個別に協議会の事務局にアクセスするのではなく、各地方運輸局において、各鉄道事業者から各協議会への参画希望を聴取し、とりまとめた上で、各協議会に伝達することとされたい。本通達による鉄道事業者の協議会への参画状況については適宜報告されたい。